



長野県報

2月17日(月)
平成26年
(2014年)
第2548号

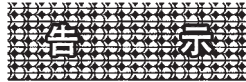
目次

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害者支援課).....	1
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害者支援課)...	2
平成4年長野県告示第828号(長野県における普通公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定)の一部改正(食品・生活衛生課).....	3
長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(8件)(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(12件)(森林づくり推進課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	9

公告

一般競争入札(2件)(情報統計課情報システム推進室).....	9
一般競争入札(2件)(財産活用課).....	10
一般競争入札(11件)(財産活用課).....	10
一般競争入札(2件)(道路管理課).....	15
一般競争入札(砂防課).....	16



長野県告示第68号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
岡田 綾子	心臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
清野 繁宏	肢体不自由	木曾郡木曾町福島6613-4 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立木曾病院
小岩井 俊彦	肢体不自由 心臓 呼吸器	上伊那郡箕輪町中箕輪11324 上伊那生協病院
近藤 悟	音声・言語 肢体不自由	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
坂井 邦臣	肢体不自由	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
篠原 知明	ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院

高橋 亜紀子	ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
友利 彰寿	ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
西 眞歩	音声・言語 そしゃく	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
新田 和仁	肢体不自由	木曾郡木曾町福島6613-4 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立木曾病院
野首 元成	ぼうこう又は直腸	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
比佐 岳史	ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
福島 健太郎	ぼうこう又は直腸 小腸	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター
水口 慎也	視覚	茅野市玉川4300 組合立諏訪中央病院
村山 幸一	呼吸器 ぼうこう又は直腸	安曇野市穂高4599 村山医院
元木 博彦	心臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

障害者支援課

長野県告示第69号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
矢崎 善一	松本市村井南2-20-30 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター松本病院	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
中島 淳治	飯田市高羽町4-2-15 中島耳鼻咽喉科医院	飯田市上郷飯沼779 かみさと耳鼻咽喉科医院
内藤 康介	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	千曲市稲荷山1266-1 いなりやまクリニック
山口 建二	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	松本市渚1-7-45 社会医療法人抱生会 丸の内病院
伊坪 敏郎	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
杉本 知子	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	木曾郡木曾町福島6613-4 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立木曾病院

障害者支援課

長野県告示第70号

平成4年長野県告示第828号(長野県における普通公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定)の一部を次のように改正し、平成26年3月1日から施行します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

本則の表中「380円」を「400円」に改める。

食品・生活衛生課

長野県告示第71号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
小海町五箇水資源保全地域	南佐久郡小海町大字千代里字居窪320番3、360番1から3まで、361番1、361番2、362番、363番1から3まで、364番1、364番2、365番1、365番2、366番、367番1、367番3から9まで、367番19から22まで、368番、369番1から3まで、370番、371番1から4まで、372番1、372番2、373番、374番1、374番2及び375番、字烏ウチ沢376番、377番1から3まで、378番1、378番2、379番1、379番2、380番、382番1から3まで、383番1から3まで、384番1、384番2、385番1から3まで及び386番並びに字ダイボウジ392番5から45まで並びに大字豊里字梨木原5904番69から72までの区域

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地方事務所及び南佐久郡小海町役場に備え置いて縦覧に供します。)

水大気環境課

長野県告示第72号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上田市真田町傍陽字表5925の1、5927
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第73号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
飯田市南信濃和田1636、1642の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第74号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字湖南字田辺山9488(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第75号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪郡下諏訪町社字武居林7912の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第76号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字福与字峯山1999の1（次の図に示す部分に限る。）、1999の6、1999の18、1999の19
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1075の1、1075の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和合1075の1・1075の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第78号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村浪合1192の1506、1192の1507、1192の1516、1192の1519、1192の1528、1196の49

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第79号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡小谷村大字中土19287(次の図に示す部分に限る。)、字下大なで9435の1、9435の7、9437の1、9438の1、9438の2、9438の9、9440、9441、字上大なで9442から9446まで、字ナデ9439の1、9439の2、字タかみす9448の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第80号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市安曇1756の5、1756の10、1756の40、3548の1、4095の21、4095の49から4095の51まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1756の5・1756の40・3548の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第81号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市長谷黒河内2605の235、2605の294から2605の296まで、2619の189から2619の191まで、2619の194、2619の207、2619の239、2619の244、2619の283から2619の285まで、2619の310から2619の312まで、2619の353、2619の597、2762の1、2762の45、2762の58、2762の94

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第82号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市常盤字竹原7616、字中島7617、字ウラナシ7638、字北山平7322のロ、7323、7325の1、7325の2、7325の7、7326の1、7326の2、7327の1、7327の2、7328の1から7328の3まで、7329、字赤嵐7032の1、7032の2、社字洞中1180、1181の1から1181の3まで、1182、1183、1185、1187から1190まで、1191の1、1191の2、1192の1、1192の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤嵐7032の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第83号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市大字緑字大谷地2554、2562から2565まで、大字照岡字原2362の1、2362の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安曇野市穂高有明3629の115、明科光276のイ、277の1、278、286、2573の12、3191のイの1、明科南陸郷5278の2、5278の4、5278の6、5280、5281、5384のイ、5384のロ、明科中川手6627の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
明科光3193のイの1、明科南陸郷5278の2、5278の4、5278の6、5280、5281、5384のイ、5384のロ、明科中川手6627の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第85号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村大草7282の34、7356の1、7357から7360まで、7361の1、7361の2、7362、7363、7371の22、7371の27、7371の36、7371の37
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第86号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村陽阜3683の1から3683の3まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村大字古見字船ヶ沢332の3、332の6、332の14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村大字古見字曾倉沢532の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第89号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字小双紙12375の1、大字佐野字長崩2782の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長崩2782の4 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第90号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字松ノ木927の1、928の1、934、字宮前1015、1016のロ、1021のロ、字松長1391、1407の3、字道島1465、1466の1、1466の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第91号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穂字大木平2000の1、2000の2、字洪湯2240の1から2240の4まで、2241の1、2241の2、2243の1、2246の3、2246の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年2月17日

長野県須坂建設事務所長 塩入信一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田温泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の5地先から 上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の6地先まで	旧	9.5~20.0 m	0.3914 km
同 上	新	9.5~44.0	0.3914

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年2月17日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越飯山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常盤字大道東9249番の2地先から 飯山市大字飯山字大道西4799番の1地先まで	旧	7.2~11.2 m	0.5828 km
同 上	新	11.0~12.5	0.5828

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年2月17日

長野県須坂建設事務所長 塩 入 信 一

- 1 路線名 山田温泉線
- 2 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の5地先から
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年2月17日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

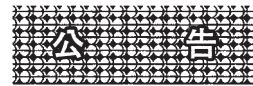
その関係図面は、告示の日から平成26年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年2月17日

長野県北信建設事務所長 新 家 智 裕

- 1 路線名 上越飯山線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字常盤字大道東9249番の2地先から
飯山市大字飯山字大道西4799番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年2月17日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県電子計算機のデータ入力業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企画部情報統計課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。
- 3 その他
 - (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。
入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026（235）7071
 - (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月25日（火）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ110台及び周辺機器一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- 2 入札に参加する者に必要な資格等